

統計委員会基本計画部会第 1 ワーキンググループ会合（第 2 回） 議事概要

1 日 時 平成 22 年 7 月 23 日（金）13：00～15：00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 4 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

深尾委員（座長）、縣委員、佐々木委員、首藤委員、樋口委員長

【審議協力者】

森博美 法政大学教授

【府省・地方公共団体等】

総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局、厚生労働省統計情報部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、埼玉県総務部

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、池本内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官補佐、澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官

4 議事次第（1）各府省ヒアリング等による報告内容の確認

産業関連統計の体系的整備について

ビジネスレジスターの構築・利活用について

書面回答事項の回答内容について

（2）その他

5 議事概要

ヒアリングに先立ち、事務局から、資料 1、資料 2 に基づき、前回会議で決定されたヒアリング事項及び書面回答事項について説明が行われた。

（1）各府省ヒアリング等による報告内容の確認

産業関連統計の体系的整備について

総務省政策統括官室から、資料 3 に基づいて説明が行われ、その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 二次統計以外の利用者側のニーズの反映はどういった仕組みで行われているのか。
必要性・目的を決定するまでの過程では政府レベルの検討に相当の時間を要したため、一般の利用者ニーズを聞くには至っていないが、サービス統計の整備に関する分科会では今後の具体的な議論の過程でユーザーの声を聴取することも予定している。

- 個別検討事項の検討、その検討の進捗を踏まえた体系的整備の必要性及び目的の決定に当たって、二次統計側から出された要望事項とはどのようなものか。

二次統計側の要望事項については、代替推計に関する一次統計の整備、サービス統計の関連で、経済センサスについて売上高、中間投入高、産出額の把握、サービス産業動向調査について中間投入や付加価値額を網羅的に把握可能な統計作成や速報の精度向上などの要望が出されており、これらの要望を踏まえ、回答編 p2 の「体系的整備の必要性及び目的について」においても、サービス統計の整備が二次統計の精度向上に資する旨を強調した。
- 検討の背景事情には、「課題が漠然としている」等々であるが、このテーマは何度も指摘されてきたのに、なぜこのような状況になっているのか。今後の検討スケジュールは決まっているのか。

検討会議として検討を進めるのに相当な制約があったため、それを背景事情として整理している。何故このような事情になっているかはともかく、基本計画が閣議決定された時の状況を明確にしたものである。検討会議の今後のスケジュールについては、基本計画では平成 21 年度から検討するとされているだけであるが、真に意味のある体系整備の実現のため、少なくとも 25 年度までの計画期間の中で、23 年度後半位までには基本的な方向性を検討していく必要があると考える。
- 現在 SNA 部会で検討されていることと、今回検討会議で検討していることとどういう関係にあるのか。

SNA 部会では、代替推計の試算値というかなり技術的な面で検討していると認識しているが、そこでの検討では一次統計側からのアプローチが後手に回る懸念があると考えており、検討会議としても改めて課題として認識する必要があった。
- 6 つの主要課題を選択する際に用いた明確化の観点のうち、「比較可能性」とはどのようなことか。グローバル化が進展する中で、統計整備が国際的状况から遅れている現状を踏まえると、国際的な比較可能性向上という大きな観点からの統計整備が必要では。

今回観点として設定した「比較可能性」で想定していることは、もっとマクロな体系的整備という面から、ユーザーの利用に資するように統計調査間で調査事項などが比較可能な形で整備されているかどうかという視点。ご指摘のグローバル化という流れの中での統計の国際比較可能性という観点については、今後議論させていただきたい。

ビジネスレジスターの構築・利活用について

総務省統計局から、資料 4 に基づいて説明が行われ、それに引き続いて審議協力者の森教授から資料 5 に基づき説明が行われた。その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 同一企業・事業所の共通番号の設定はどの程度進捗・普及しているのか。また、平成 25 年度までの目標値としてどの程度の普及状況を考えているのか。

事業所・企業のコードについては、既に平成 14 年から事業所・企業データベースに基づくコードを付与して、データを必要とする各府省には渡している。但し、現行の事業所・企業データベースは新しい事業所・企業統計調査が行われると新しい母集団に置き換わるフレームになっている。今後はデータを蓄積し、共通コードが各府省の統計データ管理においても維持され、政府の中で共通コードとして様々な局面で使用されれば、データの有効活用につながる。

- 今後の検討対象となる行政記録にはどのようなものがあるのか。また検討のスケジュールはどうか。

行政記録の活用については、セキュリティ面での配慮や他の目的のためにこういった形で利用できるのかの配慮等もあり、基本計画作成の際に、関係省庁と調整をした結果、まず当面実施していくものとして、雇用労働保険情報や特許情報などが基本計画に盛り込まれ、これらを確実に実施していくことが我々の立場。検討のスケジュールについては、資料 3 の通り、関係府省と合意しており、これに従って進める予定。

- 事業所・企業のプロフィールをするための最小限の要素について、国際的に標準的された基準があるのか。あれば、それを採用することで国際的な比較可能性も高まるのでは。

基準はないが、2003 年、2010 年に European Commission が Business Register Recommendations Manual というものを作っている。これは、「勧告」というよりはできるだけそれに沿ってビジネスレジスターを各国で作って欲しいという「推奨」的性格のもので、先進事例を参考にまとめられたもので、将来の方向性までも部分的に含んでいる。プロフィール業務はコードをつけた企業・事業所を追跡し続ける作業である。従って、このマニュアルを参照しながら適切なコードの振り方やプロフィールの仕方など確認はできる。

- 収録する調査や項目は、今の段階では、各省庁で必要だと思うものなどをアドホックに入れていくという考え方なのか。また、海外では統計をミクロ的にインテグレーションし、多面的に統計を捉えようという方向のようだが、そこではビジネスレジスターに格納される項目や調査はどのように選択されているのか。

平成 25 年度に向けた検討の中で、こういったものを最終的にレジスターに入れていくかは来年、再来年の検討だと考えている。経済センサスという基盤となる情報や関連づけられる項目、各府省が標本抽出に使う項目など、各統計調査に共通的で標準的な情報の収録が有用ではないかと考えている。

ビジネスレジスターとして想定しているデータベースには、コアとサテライト部分があり、それらは ID コードによってリレーショナルな形で連結可能である。ID コードがしっかり

していれば、どこまでをコアとしてレジスターに入れるかは二次的なもの。コアにあまり多くの情報を入れるとプロファイリングに相当の作業が必要になる。コアの部分は補正に必要な、あるいは層化に必要な変数などかなり限定したものにすることが適当。

- 海外では、レジスターにおける NPO や政府の扱いはどのようになっているか、また日本ではどのようにする考えか。基本計画の中でも指摘があるように、NPO などは存在感が増しているにも関わらず統計情報が不足しており、これらも含めた母集団情報のフレームを用意してもらえれば、後は調査が可能になる。

経済センサスの調査項目が基盤にあるので、国や地方公共団体の事業所も含めて対象になる。既にある調査を入れていくというのが基本なので、NPO 等の扱いについてレジスターとしての考え方があるというよりは、各統計調査における共通的なデータがレジスターに収録される枠組みを作っていくことが重要ではないか。

先に述べたマニュアルにも地方政府や NPO の扱いについての指摘がある。2010 年版では一部変更が加えられたとのことであるが、ご指摘の点についてはカバーされている。

- 今後は母集団データを全部パネル化して保管していく方針なのか。過去の調査でまだ残存しているデータはできるだけ残してもらいたいと思うが、どのような方針があるのか。各府省の統計や、各府省独自の番号と事業所・企業統計調査の番号との対応表などについて保管を義務付けるような方針なのか。

事業所母集団データ自体は、各府省の統計母集団の作成、統計の作成の基盤となるものであり、そのための有用性を高めるために機能拡充をしている。このためにデータを蓄積し、同一企業・事業所を比較できるようにする必要がある。ただデータマッチング等の課題もあり、まずは新しいデータベースを整備し、どのように過去データを蓄積するかなども検討したい。

- 行政記録情報についてどこまで利用するか判断の根拠はあるのか。

行政記録情報の活用については、閣議決定を受けた基本計画に沿って行っており、基本計画を作る段階で、まずこうした行政情報を収録していこうという結論に至ったと理解。法人情報については、登記情報によって新設法人の追加、より小さい事業所については、雇用保険情報によって新設等の情報を得ていきたい。

- 将来的には、統計調査によって統計を得ることが困難になるような事態が生じる可能性はあり、その時には、日本ももっと行政記録情報を活用するという議論をしなければならない。

書面回答事項の回答内容について

事務局から、資料6に基づいて書面回答事項の回答内容が紹介され、その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 翌年にも同じ回答にならないように当事者がやる気を持って取り組まないと実現は困難。
- オーダーメイド集計については今後どういう方針でどういうデッドラインで検討を進めていくのか。特に、集計表の有用性の検証は、いつ誰が検討し事務負担していくのか。
経済センサス活動調査における個票審査の基準値としての利用なので、それまでに検討することになる。国税庁によるオーダーメイド集計表作成の検討を経て経済産業省の方で有用性の検証を行い、またオーダーメイドでは依頼する側が費用を支払いする整理になっていることも踏まえ、作業に伴う費用を含めた事務負担等の分担については、次のステップで整理していきたい。

(3) その他

次回の会合は8月3日(火)10時から開催される予定。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >